

宍粟市に住んでみませんか？

住宅取得 を応援します!!

宍粟市 森林の家づくり 補助金

検索



宍粟市^{もり}森林の家づくり応援事業補助金

住宅取得や空き家改修を行うと補助金が受けられます!!

※補助金は、予算の範囲内での支援となります。

1

新築・中古・戸建・マンションも

住宅取得補助金

40歳以下の個人又は、夫婦のいずれかが
40歳以下の世帯で宍粟市に転入・転居される人
ただし中学生以下の子どもを有する世帯は年齢要件なし
建替えされる場合は所有者が変更となる場合は対象です。

最大 **50** 万円

- 転入の場合、最大50万円（中古住宅の場合25万円）
- 転居の場合、最大30万円（中古住宅の場合15万円）

2

市内事業者での 建築施工

市内事業者の施工により市内に住宅を新築される人

最大 **50** 万円

3

宍粟材の活用

宍粟材を使用する住宅を新築される人

最大 **40** 万円

- ①構造材:1立方メートルにつき2万円
- ②内装仕上材:1平方メートルにつき5千円
- ①、②合わせて上限40万円(ただし②は上限20万円)

(例) 構造材:7.43㎡×2万円=148,600円
内装材:15.43㎡×5千円=77,150円
合計:225,750円(千円未満は切り捨てとなります。)

4

空き家改修支援

市内で空き家の売買または賃貸する契約をし、
居宅、店舗その他市長が認める目的のために
空き家を改修される人

最大 **50** 万円

空き家バンク制度の利用または、宅地建物取引業者
の仲介が条件となります。

- 空き家バンク登録物件の場合、最大50万円
- その他物件の場合、最大25万円

併用
可能

1 + 2 + 3 は併用可能 = 最大 **140** 万円

1 + 4 は併用可能 = 最大 **75** 万円

※1,2,3の制度は補助対象経費の実支出額の1/10、4の制度は改修費用の1/3の補助となります。
※補助金の対象者や補助額、申請方法等については、必ず市のホームページでご確認いただくか、
お問合せください。

お問合せ：宍粟市役所 建設部住宅土地政策課 ☎0790-63-3166

もり 宍粟市森林の家づくり応援事業補助金

住宅取得支援

対象者

転入または転居等し、条件を満たす住宅（中古住宅を含む）を取得された40歳以下の人、または中学生以下の子どもを有する世帯

※建替えされた場合も所有者が変更となり、上記条件に合致する場合は対象となります。

補助対象経費

50㎡以上の住宅の取得に要する費用（土地取得費用を除く）

※手続き、検査、備品等に要する費用を除きます。

補助率

補助対象経費の実支出額の1/10

転入者の場合・・・上限50万円（中古住宅の場合25万円）

転居者の場合・・・上限30万円（中古住宅の場合15万円）

市内事業者の活用支援

対象者

市内事業者の施工により市内に住宅を新築された人

補助対象経費

住宅の新築に要する費用 ※手続き、検査、備品等に要する費用を除きます。

補助率

補助対象経費の実支出額の1/10 上限 50万円

宍粟材の活用支援

※宍粟材とは、宍粟市で製材、加工された木材製品で外国産材以外のもので、

申請には宍粟材（地域材）の納材者の証明が必要となります。

対象者

宍粟材を使用する住宅を新築された人

補助対象経費

(1)構造材：1立方メートルにつき2万円

(2)内装仕上材：1平方メートルにつき5千円（施工状況を現地確認し、補助額を算定します。）

補助率・補助上限額

(1)、(2)合わせて上限40万円、ただし(2)は上限20万円

空き家改修支援補助事業

※事業着手前の申請が必要です。事業着手後の申請は受付できません。
※年度内に事業を完了する必要があります。

対象者

市内で空き家の売買または賃貸する契約をし、居宅、店舗その他市長が認める目的のために空き家を改修された人

補助率・補助上限額

空き家バンク登録物件の場合 改修費用の3分の1以内（上限50万円）

宅地建物取引業者と媒介契約した物件の場合 改修費用の3分の1以内（上限25万円）

補助条件等

※市内に住民票を置く人（1年以内に市内に転入する人も含む）

※築20年以上経過した空き家に限ります。

※当該空き家を目的のために10年以上活用する場合に限ります。

※市内に事業所を有する事業者が施工するものに限ります。

※売買または、賃貸契約後1年以内の改修で、対象空き家1件につき、1回限りとなります。